

賛否などの態度決定に至った理由・討論

令和7年 12月定例会	
議案番号 議案名	議案第44号 松戸市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議員名・会派名等	嶋村新一 日本共産党
賛否態度	反対
賛否など態度決定に至った理由や討論	<p>私たち日本共産党は、本会議および委員会での討論という議員の権能を最大限に活かすことこそ責任であると考えます。非公式のこの場に、議会で発言してもいない議員が意見を掲載するというやり方は、議員自らが議会における議論を軽視する行為であるとの考え方から、以下、本会議・委員会など公の場で討論した内容（抜粋）を掲載いたします。</p> <p style="text-align: center;">* * 以下 * *</p> <p>日本共産党の嶋村新一です。只今、教育環境常任委員会委員長より報告がありました議案第44号「松戸市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、会派を代表して一括討論をいたします。</p> <p>本条例は、先の通常国会で「公立の義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法等（以下、給特法等）」の一部を改正する法律の施行に伴い、松戸市立松戸高等学校に勤務する教員に支給される教職調整額を段階的に引き上げ、処遇を改善するための条例の一部を改正するものです。</p> <p>まず、議案の審査では市立高等学校の教員の時間外勤務が、県教育委員会調査の県立高校と比較し、2022年度で約30時間多い月66時間、23年度約11時間多い46時間、24年度が約15時間多い49時間という長時間労働であることが明らかになりました。</p> <p>文科省は、この給特法等の改正を受け、8月に公立学校教員の業務量の適切な管理などについて記した指針について、「1カ月の時間外勤務が45時間以下の教職員の割合100%を目指す」という文言を盛り込んだ改正案を示しました。忙しい時期でも45時間を上回らないようにとの姿勢を明確に示した形ですが、この指針からも市立松戸高校の時間外勤務の実態は放置できない状況と言えます。</p> <p>こうした実態からも、市立松高校の教員の処遇改善をしようとする動きを否定するもではありませんし、むしろ積極的に進めるべきものと考えます。</p> <p>しかし、残念ながら「教職調整額を段階的に引き上げていくこと」の今回の改正には、以下の理由で賛成しかねます。</p> <p>まず、最大の問題点は、公立学校の教員のみが膨大な時間外勤務</p>

を「在校等時間」というあいまいな概念で労働時間として認めず、一切の時間外勤務手当を支給しないという労働基準法の原則を踏みにじったままにしたことです。「定額働かせ放題」を温存したわけです。

「給特法」は1971年、教員に「残業代を支給しない」ために制定された法です。その少し前、教職員組合は全国各地で残業代支給を求める訴訟をおこし、ことごとく教員側勝訴となっていました。戦後の労働基準法により教員にも残業代を支払うことが義務付けられていたため、当然の勝訴でした。「給特法」は、この事態への政府の收拾策でした。

そもそも、この残業代制度は長時間労働にブレーキをかけるための世界共通の制度です。労働者の残業への割り増し賃金の支給を使用者に義務付けることで、それなら労働者を増やした方が経済的だというコスト意識に訴え、長時間労働を防ぐもので、1日8時間労働を支える重要な制度です。

「給特法」は、残業代の不支給の明文化、教職調整額の支給、1日8時間労働を支える労基法からの除外という3つの法的措置で、長時間労働に歯止めをかけるブレーキを外しました。ちなみに「給特法」制定時には、残業代制度を外せば、教員の勤務時間は無定量になるため、公明党も含むすべての野党が反対をしました。

2点目は教職調整額を段階的に引き上げるための原資の問題です。「給特法」等改正では「メリハリのある給与」の導入も決められました。教育公務員特例法（教特法）が改定され、教員給与の優遇を定めた人材確保法に基づいて全員に支給されていた「義務教育等教員特別手当」を、学級担任は大変だからと学級担任に手厚く支給し（学級担任手当の新設）、担任以外の分を削りました。

たしかに、学級担任は仕事が多く、精神的な負担も大きい仕事です。しかし、学級の子どものことは担任をしていない教員も大きなかかわりを持って、発達・成長を支えています。手当に差をつければ、担任のみに任せるゆがみが生じ、教員の協同性をこわしかねません。

また、国は教職調整額の増額の半分を他の教員手当を削って賄う方針です。その被害を最も受けるのが、特別支援教育に携わっている教員です。じつは担任手当は、特別支援学級や特別支援学校の担任は支給されません。さらに現行支給されている特別支援教育への手当も減額されます。

試算では、6年後の通常学級の担任は月額2万400円増額ですが、特別支援学級、特別支援学校、通級指導の教員は月額1万1900円、最終的に半分しか引き上がらないことが分っています。

特別支援教育に携わる教員や保護者の方が、この特別支援教育の

軽視とも言える「特別支援教育への手当削減」に反対の意を唱え、ネット署名は2カ月で2万2000筆を超えていました。

以上、2点が今回の改正を受け入れられない理由です。

それでも、「そうは言っても賃上げなのだから、一歩改善ではないか」という声もあります。

しかし、今回の給与改善は「働きかせ放題」という長時間労働へのブレーキなしを固定化とセットであり、給与改善という都合のよい部分だけを切り取ってすまされる話ではありません。

しかも、教員の平日の勤務時間が11時間超、精神性疾患で病休となる教員の激増、異常な長時間労働で授業準備、いじめや不登校への対応、「教員不足」が各地で常態化、その穴を埋めるための負担で教員が倒れる、教員の働き方に希望が見えず学生が教職を避けるなど、「このままでは学校がもたない」という状況が広いがっているではありませんか。

この状況を希望ある政策に切り替えるか、その基点が「働きかせ放題」の廃止、残業代支給にあると考えます。

先月の市立松戸高校の50周年記念行事で発表された合唱部や吹奏楽部のパフォーマンスは大変素晴らしいもので、心が大きく動かされました。生徒のみなさんの練習や努力の結晶であることは言うまでもないのですが、おそらくその陰には教員のみなさんの日頃からのバックアップがあつてのことと察します。

市立松戸高校の生徒さんのみなさんに「教職という職業が憧れ的になる」ためにも働き方改革のキーである「定額働きかせ放題」を温存する、本条例の一部改正には反対をいたします。

みなさんのご賛同をよろしくお願ひいたします。

2025年12月17日 本会議 討論